

別紙様式（第1面）

（日本産業規格A列4）

派遣元事業主単位で報告する場合は、「事業所枝番号」の記載は要しない。

許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	

労使協定方式における現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う
労働市場への影響等を踏まえた取扱いに関する提出様式
（令和3年度及び令和4年度共通様式）

都道府県労働局長 殿

局長通知の第1の5の(2)の④に定める事業活動を示す指標の根拠書類（例：指標を売上高としている場合には、売上高が確認できる「月別損益計算書」等）を1部添付すること。

年 月 日

提出者

令和2年10月20日付け職発1020第3号「令和3年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」の第1の5に定める「一般賃金の額（令和2年度）」を用いるため、下記のとおり提出します。

(ふりがな)		
1 氏名又は名称		
2 住所		
(ふりがな)		
3 代表者の氏名 (法人の場合)		
(ふりがな)		
4 事業所の名称	}	派遣元事業主単位で報告する場合は、「4 事業所の名称」「5 事業所の所在地」の記載は要しない。
5 事業所の住所		
6 備考欄		

※労働局記入欄

1 派遣労働者の雇用維持・確保を図るために講じる対応策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等を踏まえて、令和3年度に派遣元事業主が講じる派遣労働者の雇用維持・確保等の対応策を具体的に記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

「協定対象派遣労働者数」については、報告の対象となる令和3年3月31日現在において派遣している労働者派遣法第30条の4第1項の協定の対象となる協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。

②及び③については、①の「協定対象派遣労働者数」の内数の実人数を記載すること。

2 協定対象派遣労働者数(令和3年3月31日現在の状況)

(人)

業務	①協定対象派遣労働者数	② ①のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数	③ ①のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数
計			
01 管理的公務員			
02 法人・団体役員			
03 法人・団体管理職員			
04 その他の管理的職業従事者			
05 研究者			
06 農林水産技術者			
07・08 製造技術者			
09 建築・土木・測量技術者			
10 情報処理・通信技術者			
11 その他の技術者			
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師			
13 保健師、助産師、看護師			
14 医療技術者			
15 その他の保健医療従事者			
16 社会福祉専門職業従事者			
17 法務従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者			
19 教員			
20 宗教家			
21 著述家、記者、編集者			
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者			
23 音楽家、舞台芸術家			
24 その他の専門的職業従事者			
25 一般事務従事者			

最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。

別紙様式 (第3面)

2 協定対象派遣労働者数(令和3年3月31日現在の状況) (続) (人)

業務	①協定対象派遣労働者数	② ①のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数	③ ①のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数
26 会計事務従事者			
27 生産関連事務従事者			
28 営業・販売事務従事者			
29 外勤事務従事者			
30 運輸・郵便事務従事者			
31 事務用機器操作員			
32 商品販売従事者			
33 販売類似職業従事者			
34 営業職業従事者			
35 家庭生活支援サービス職業従事者			
36 介護サービス職業従事者			
37 保健医療サービス職業従事者			
38 生活衛生サービス職業従事者			
39 飲食物調理従事者			
40 接客・給仕職業従事者			
41 居住施設・ビル等管理人			
42 その他のサービス職業従事者			
43~45 自衛官・司法警察職員等			
46 農業従事者			
47 林業従事者			
48 漁業従事者			
49・50 生産設備制御・監視従事者			
51 機械組立設備制御・監視従事者			
52・53 製品製造・加工処理従事者			
54 機械組立従事者			
55 機械整備・修理従事者			
56・57 製品検査従事者			
58 機械検査従事者			
59 生産関連・生産類似作業従事者			
60 鉄道運転従事者			
61 自動車運転従事者			
62 船舶・航空機運転従事者			
63 その他の輸送従事者			
64 定置・建設機械運転従事者			
65 建設躯体工事従事者			
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)			
67 電気工事従事者			
68 土木作業従事者			
69 採掘従事者			
70 運搬従事者			
71 清掃従事者			
72 包装従事者			
99 分類不能の職業			

最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。

別紙様式(第4面)

3 例外的取扱い(※)が適用される協定対象派遣労働者数等(令和3年6月1日現在の状況)

(人)

	① 例外的取扱いの有無(有・無)	② 例外的取扱いの対象となる職種・地域の協定対象派遣労働者数	③ ②のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数	④ ③のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数	⑤ ②のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数	⑥ ⑤のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数
計						
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的職業従事者						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07・08 製造技術者						
09 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者						
11 その他の技術者						
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師						
13 保健師、助産師、看護師						
14 医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家、記者、編集者						
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者						
23 音楽家、舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者						
26 会計事務従事者						
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						
32 商品販売従事者						
33 販売類似職業従事者						
34 営業職業従事者						
35 家庭生活支援サービス職業従事者						
36 介護サービス職業従事者						
37 保健医療サービス職業従事者						

①の「例外的取扱いの適用の有無」については、令和2年10月20日付け「局長通知」の第1の5に定める「一般賃金の額(令和2年度)」(以下「例外的取扱い」という。)を用いている場合に「有」と記載すること。なお、例外的取扱いを用いていない業務については、所定の欄は空欄で差し支えないこと。

① 例外的取扱いの有無(有・無)

② 例外的取扱いの対象となる職種・地域の協定対象派遣労働者数

③ ②のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数

④ ③のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数

⑤ ②のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数

⑥ ⑤のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数

②の「例外的取扱いの対象となる職種・地域の協定対象派遣労働者数」については、①の「例外的取扱いの有無」で「有」とした業務において、報告の対象となる令和3年6月1日現在に、例外的取扱いの対象となる職種・地域で派遣している協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
②については、労働者派遣事業に係る事業報告書の様式第11号(第7面)に記載される「協定対象派遣労働者」の実人数とは異なる場合もあることに留意すること。

③の「②のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数」及び⑤の「②のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数」については、②の「例外的取扱いの対象となる職種・地域の協定対象派遣労働者数」の内数の実人数を記載すること。

④の「③のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数」及び⑥の「⑤のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数」については、令和3年6月1日時点で派遣している協定対象派遣労働者の賃金額(以下「賃金額」という。)が、局長通知の第1の5に定める「一般賃金の額(令和3年度)」に満たない者の実人数を記載すること。
例えば、「一般賃金の額(令和2年度)」が1,000円、「一般賃金の額(令和3年度)」が1,050円である場合、1,050円未満の賃金額の協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。

賃金額については、必ずしも個々の協定対象派遣労働者に実際に支給された額ではないこと。例えば、労使協定上、賞与・手当等を「直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額」、「協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額」又は「標準的な協定対象派遣労働者に支給される額」等としている場合には、「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される基本給額」に、令和3年度に適用される労使協定に記載される当該「賞与・手当等の平均額」等を加えた額とすること。
「個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される基本給額」等については、令和3年6月1日時点で派遣している協定対象派遣労働者に対して「直近で支給された賃金額(時給換算額)」又は「次に支給される見込みの賃金額(時給換算額)」とすること。

最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。

別紙様式(第5面)

3 例外的取扱い(※)が適用される協定対象派遣労働者数等(令和3年6月1日現在の状況)(続)

(人)

業務	①例外的取扱いの適用の有無(有・無)	②例外的取扱いの対象となる職種・地域の協定対象派遣労働者数	③ ②のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数		⑤ ②のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数	
			④ ③のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数		⑥ ⑤のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数	
38 生活衛生サービス職業従事者						
39 飲食物調理従事者						
40 接客・給仕職業従事者						
41 居住施設・ビル等管理人						
42 その他のサービス職業従事者						
43~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者						
47 林業従事者						
48 漁業従事者						
49・50 生産設備制御・監視従事者						
51 機械組立設備制御・監視従事者						
52・53 製品製造・加工処理従事者						
54 機械組立従事者						
55 機械整備・修理従事者						
56・57 製品検査従事者						
58 機械検査従事者						
59 生産関連・生産類似作業従事者						
60 鉄道運転従事者						
61 自動車運転従事者						
62 船舶・航空機運転従事者						
63 その他の輸送従事者						
64 定置・建設機械運転従事者						
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)						
67 電気工事従事者						
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者						
70 運搬従事者						
71 清掃従事者						
72 包装従事者						
99 分類不能の職業						

※ 令和2年10月20日付け職発1020第3号「令和3年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」の第1の5に定める「一般賃金の額(令和2年度)」を用いることをいう。

別紙様式 (第6面)

4欄から6欄については、令和3年度に提出する別紙様式では空欄でよく、令和4年度に提出する際に記載すること。

4 派遣労働者の雇用維持・確保を図るために講じた対応策の結果 ※令和4年度に提出する際に記載

4欄については、1欄で記載した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえて、令和3年度に派遣元事業主が講じた派遣労働者の雇用維持・確保等の対応策の結果を具体的に記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

5 協定対象派遣労働者数(令和4年3月31日現在の状況)

※令和4年度に提出する際に記載

(人)

業務	①協定対象派遣労働者数	② ①のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数	③ ①のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数
計			
01 管理的公務員			
02 法人・団体役員			
03 法人・団体管理職員			
04 その他の管理的職業従事者			
05 研究者			
06 農林水産技術者			
07・08 製造技術者			
09 建築・土木・測量技術者			
10 情報処理・通信技術者			
11 その他の技術者			
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師			
13 保健師、助産師、看護師			
14 医療技術者			
15 その他の保健医療従事者			
16 社会福祉専門職業従事者			
17 法務従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者			
19 教員			
20 宗教家			
21 著述家、記者、編集者			
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者			
23 音楽家、舞台芸術家			
24 その他の専門的職業従事者			
25 一般事務従事者			

5欄及び6欄の記載方法については、報告の対象となる令和4年3月31日現在において派遣している協定対象派遣労働者の実人数を記載することとし、「第2面及び第3面」並びに「第4面及び第5面」の記載要領に準ずること。

別紙様式(第7面)

5 協定対象派遣労働者数(令和4年3月31日現在の状況)(続)

※令和4年度に提出する際に記載

(人)

業務	①協定対象 派遣労働者数	② ①のうち無期雇用の 協定対象派遣労働者数	③ ①のうち有期雇用の 協定対象派遣労働者数
26 会計事務従事者			
27 生産関連事務従事者			
28 営業・販売事務従事者			
29 外勤事務従事者			
30 運輸・郵便事務従事者			
31 事務用機器操作員			
32 商品販売従事者			
33 販売類似職業従事者			
34 営業職業従事者			
35 家庭生活支援サービス職業従事者			
36 介護サービス職業従事者			
37 保健医療サービス職業従事者			
38 生活衛生サービス職業従事者			
39 飲食物調理従事者			
40 接客・給仕職業従事者			
41 居住施設・ビル等管理人			
42 その他のサービス職業従事者			
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—
46 農業従事者			
47 林業従事者			
48 漁業従事者			
49・50 生産設備制御・監視従事者			
51 機械組立設備制御・監視従事者			
52・53 製品製造・加工処理従事者			
54 機械組立従事者			
55 機械整備・修理従事者			
56・57 製品検査従事者			
58 機械検査従事者			
59 生産関連・生産類似作業従事者			
60 鉄道運転従事者			
61 自動車運転従事者			
62 船舶・航空機運転従事者			
63 その他の輸送従事者			
64 定置・建設機械運転従事者			
65 建設躯体工事従事者	—	—	—
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)			
67 電気工事従事者			
68 土木作業従事者	—	—	—
69 採掘従事者			
70 運搬従事者			
71 清掃従事者			
72 包装従事者			
99 分類不能の職業			

①の「例外的取扱いの適用の有無」については、令和2年10月20日付け「局長通知」の第1の5に定める「一般賃金の額（令和2年度）」（以下「例外的取扱い」という。）を用いている場合に「有」と記載すること。なお、例外的取扱いを用いていない業務については、所定の欄は空欄で差し支えないこと。

6 例外的取扱いが適用される協定対象派遣労働者数等（令和4年3月31日現在の状況）

※令和4年度に提出する際に記載

(人)

業務	①例外的取扱いの適用の有無 (有・無)	②例外的取扱いの対象となる職種・地域の協定対象派遣労働者数	③②のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数		⑤②のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数	
			④③のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数		⑥⑤のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数	
計						
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的職業従事者						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07・08 製造技術者						
09 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者						
11 その他の技術者						
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師						
13 保健師，助産師，看護師						
14 医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家，記者，編集者						
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者						
23 音楽家，舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者						
26 会計事務従事者						
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						
32 商品販売従事者						
33 販売類似職業従事者						
34 営業職業従事者						
35 家庭生活支援サービス職業従事者						
36 介護サービス職業従事者						
37 保健医療サービス職業従事者						

②の「例外的取扱いの対象となる職種・地域の協定対象派遣労働者数」については、①の「例外的取扱いの適用の有無」で「有」とした業務において、報告の対象となる令和4年3月31日現在に、例外的取扱いの対象となる職種・地域で派遣している協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。

③の「②のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数」及び⑤の「②のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数」については、②の「例外的取扱いの対象となる職種・地域の協定対象派遣労働者数」の内数の実人数を記載すること。

④の「③のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数」及び⑥の「⑤のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数」については、令和4年3月31日時点で派遣している協定対象派遣労働者の賃金額（以下「賃金額」という。）が、局長通知の第1の5に定める「一般賃金の額（令和3年度）」に満たない者の実人数を記載すること。
例えば、「一般賃金の額（令和2年度）」が1,000円、「一般賃金の額（令和3年度）」が1,050円である場合、1,050円未満の賃金額の協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。

別紙様式(第9面)

6 例外的取扱いが適用される協定対象派遣労働者数等(令和4年3月31日現在の状況)(続)

※令和4年度に提出する際に記載

(人)

業務	①例外的取扱いの適用の有無 (有・無)	②例外的取扱いの対象となる職種・地域の協定対象派遣労働者数	③ ②のうち無期雇用の協定対象派遣労働者数		⑤ ②のうち有期雇用の協定対象派遣労働者数	
			④ ③のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数		⑥ ⑤のうち例外的取扱いの影響を受けた協定対象派遣労働者数	
38 生活衛生サービス職業従事者						
39 飲食物調理従事者						
40 接客・給仕職業従事者						
41 居住施設・ビル等管理人						
42 その他のサービス職業従事者						
43~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者						
47 林業従事者						
48 漁業従事者						
49・50 生産設備制御・監視従事者						
51 機械組立設備制御・監視従事者						
52・53 製品製造・加工処理従事者						
54 機械組立従事者						
55 機械整備・修理従事者						
56・57 製品検査従事者						
58 機械検査従事者						
59 生産関連・生産類似作業従事者						
60 鉄道運転従事者						
61 自動車運転従事者						
62 船舶・航空機運転従事者						
63 その他の輸送従事者						
64 定置・建設機械運転従事者						
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)						
67 電気工事従事者						
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者						
70 運搬従事者						
71 清掃従事者						
72 包装従事者						
99 分類不能の職業						